

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事 業 年 度 計 画	平成 2 5 事 業 年 度 業 務 実 績		
第 2 業 務 運 営 の 効 率 化 に 関 す る 事 項 通則法第29条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。		第 1 業 務 運 営 の 効 率 化 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め と る べ き 措 置 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。 ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。		第 1 業 務 運 営 の 効 率 化 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め と る べ き 措 置 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。 ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。			
評価の視点等	評価項目 1 効率的な業務実施体制の確立	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ー		[数値目標] ー					
[評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向けた取組が行われているか。		[評価の視点] <u>(削除)</u>					
・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。		・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。					
・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。		・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。					
・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。		・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。					
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。					

(評価項目 1)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画		平成 2 5 事業年度業務実績				
		2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。		2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成 24 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 25 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。 ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成 24 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。 ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。						
評価の視点等		評価項目 2 中期計画の定期的な進行管理		自己評価				評価		
評価の視点等（現行）				評価の視点等（案）						
[数値目標] ー				[数値目標] ー						
[評価の視点] ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。				[評価の視点] ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。						
・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか				・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。						

(評価項目 2)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績		
2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。		3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。		3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。			
3 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。		4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。			
評価の視点等	評価項目 3 内部統制の強化	自己評価			評価		

評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）
[数値目標] ー	[数値目標] ー
[[評価の視点] ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。	[評価の視点] ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。
・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）	・平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。 ・コンプライアンス推進委員会を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。
・講じた措置についての公表が適切に行われているか。	・講じた措置についての公表が適切に行われているか。
	・政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。

（評価項目 3）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
4 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成促進システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5 %以上の削減を行うこと。 （２）人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて5 %以上の削減を行う。 （２）人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び業務経費 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。 （２）人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告	

外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。		外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。		等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。			
評価の視点等	評価項目 4 一般管理費及び業務経費、人件費の節減	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18％以上の削減を行うこと。 ・旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成23年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で1％程度、人件費以		[数値目標] ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15％以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5％以上の削減が行われているか。					

外の一般管理費で８％程度の額を削減すること。		
・人件費については、平成１７年度を基準として７％以上の削減を行う。	<u>（削除）</u>	
[評価の視点] ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	[評価の視点] <u>（削除）</u>	
・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用が行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	<u>（削除）</u>	
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	
・法定外福利費の支出は、適切であるか。	<u>（削除）</u>	
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成２１年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	<u>（削除）</u>	
・人件費改革について、平成２３年度における目標達成に向けた取組が適切に行われているか。	<u>・総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。</u>	
・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数１００を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）	・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数１００を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）	
・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）	・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）	
・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	

（評価項目４）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画		平成 2 5 事業年度業務実績		
（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する「契約監視委員会」において、契約の点検・見直しを行うこと。		（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。 ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行う。		（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ① 締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行う。				
評価の視点等	評価項目 5 <u>契約の適正化の推進</u>	自己評価				評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）						
[数値目標] ー		[数値目標] ー						
[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」に基づく取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）		[評価の視点] <u>・「随意契約見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表されているか。</u>						

・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	<u>（削除）</u>	
・契約に係る規程類が適切に整備されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	<u>（削除）</u>	
・企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	<u>・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。</u>	
・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	

（評価項目 5）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 （1）一般の中小企業退職金共済事業 ① 今後の確実な支給に向けた取組未請求退職金の発生防止の観点から、 ・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1％程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成29年度）においてもその達成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促す	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成25年度においては、以下の取組を行う。	

・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること ・「被共済者退職届」により把握した住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度とすること。	ため、以下の取組を行う。 i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。 ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。 iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。 iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。 vi) 前記i)～v)の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。	i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知する。 ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。 iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。 iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。 vi) 前記i)～v)の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。	
② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しな	

連携しながら検討すること。		求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		がら検討する。			
③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。		ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。		ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ニ 調査、分析 平成 24 年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。			
評価の視点等	評価項目 6 中退共事業における退職金未請求者に対する取組		自己評価		評価		
評価の視点等（現行）			評価の視点等（案）				
[数値目標] ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成 2 4 年度)までに、1 %程度とすること。			[数値目標] ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成 2 9 年度)までに、1 %程度と <u>しているか。</u>				
[評価の視点] ・未請求者の縮減に向けた取組に進捗がみられるか。			[評価の視点] <u>(削除)</u>				
・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着実に実施しているか。			・ <u>加入時及び毎年 1 回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。</u> ・ <u>退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。</u> ・ <u>未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。</u>				
・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。			・累積した未請求退職金について、 <u>未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を</u> 実施しているか。				

・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	
・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	

（評価項目 6）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。 ・上記により把握した住所情報を活用し、過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること ・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。 ・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii）過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv）その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 v）前記 iv）の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成 27 年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成 26 年度までに統計プログラムの開	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建退共事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii）過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv）被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の被共済者データベースへの登録プログラムを開発するとともに、生年月日等の入力作業を開始する。 v）被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。	

・長期末更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。	発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成 26 年度末以降、年齢階層については遅くとも平成 28 年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成 28 年度のため）の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期末更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期末更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期末更新者を縮減するための対策以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期末更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	
---	--	--	--

・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。 ② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 ③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。	ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から 100 億円程度減少させる。 ② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。 ② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	
---	--	--	--

・上記により把握した住所情報を活用し、過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。 ・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。	る。 iii) 過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi) 前記 v) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成 27 年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期末更新者の状況等を集計できるよう平成 26 年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成 26 年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認	iii) 過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認
--	---	--

・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 ③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 ③林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	
--	---	--	--

	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの	
--	---	--	--

		削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。			
評価の視点等	評価項目 7 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	自己評価				評価	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から 1 3 0 億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。		[数値目標] ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から <u>1 0 0 億円</u> 程度減少 <u>しているか</u> 。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図 <u>っているか</u> 。					
[評価の視点] ・共済手帳の長期未更新者への個別の要請等の取組を着実に実施しているか。		[評価の視点] <u>・被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。</u> <u>・被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。</u> <u>・重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。</u> <u>・共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。</u>					
・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。		・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。。					
・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。		・長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。 ・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。					

（評価項目 7）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画		平成 2 5 事業年度業務実績				
2 サービスの向上 （１）業務処理の効率化 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。		2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。 i）中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ii）建退共事業においては、受付から 30 日以内 iii）清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内		2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。 i）中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ii）建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内						
評価の視点等		評価項目 8 業務処理の簡素化・迅速化		自己評価				評価		
評価の視点等（現行）				評価の視点等（案）						
[数値目標] ・中退共事業においては、受付から 2 5 日以内。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 3 0 日以内。				[数値目標] ・中退共事業においては、受付から 2 5 日以内。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 3 0 日以内。						

[評価の視点] ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。	[評価の視点] ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 <u>特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。</u>	
・職員等の提案を受けながら、業務改善の取組を適切に講じているか。	<u>(削除)</u>	
・「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、退職金支給に係る処理期間の短縮が行われているか。	<u>(削除)</u>	

(評価項目 8)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績		
（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。 引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。		（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のＱ＆Ａに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。 ③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。		（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のＱ＆Ａに反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討する。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。 ③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。 ④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。			
評価の視点等	評価項目 9 情報提供の充実等	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ・第一期中期目標最終年度（１９年度）と比べてホームページアクセス件数が１０％以上増加しているか。		[数値目標] <u>（削除）</u>					

[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	
・共済契約者等からの要望苦情に対して分析対応など業務改善の取組を適切に講じているか。	・<u>コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。</u>	
・相談業務における加入者の照会・要望等への適切な対応に向けた取組が実施されているか。	・<u>相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。</u>	

(評価項目 9)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画		平成 2 5 事業年度業務実績				
（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。		（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。		（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を２回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。						
評価の視点等		評価項目 1 0 積極的な情報の収集及び活用		自己評価					評価	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）								
[数値目標] ー		[数値目標] ー								
[評価の視点] ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。		[評価の視点] ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。								
・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。		・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。								

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事 業 年 度 計 画	平成 2 5 事 業 年 度 業 務 実 績
3 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。 これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。	3 加入促進対策の効果的実施 （１）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては 1, 6 2 0, 0 0 0 人 ② 建退共事業においては 5 4 5, 0 0 0 人 ③ 清退共事業においては 6 5 0 人 ④ 林退共事業においては 1 0, 5 0 0 人 合計 2, 1 7 6, 1 5 0 人 （２） 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度	3 加入促進対策の効果的実施 （１）加入目標数 平成 25 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。 ① 中退共事業においては 324, 000 人 ② 建退共事業においては 117, 000 人 ③ 清退共事業においては 140 人 ④ 林退共事業においては 2, 100 人 合計 443, 240 人 （２） 加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構（各本部、支部、コーナー等）に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、	

	の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ハ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。	加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ上で配信する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。 ハ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 特に中退共事業においては、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。 i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会	
--	--	--	--

	既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。 ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。	等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii）既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促進を実施する。 iii）関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。 iv）地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 v）厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。 ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ニ 清退共事業においては、 i）既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii）国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 iii）経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。 ホ 林退共事業においては、 i）既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に	
--	---	--	--

	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ⑤他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。	に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や 加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼するなど、制度の周知広報を行う。	
--	---	--	--

	ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開 iv) 中退共事業においては、10	
--	---	--	--

		月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。 ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉 i) 未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施 ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施 iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼	
--	--	--	--

				〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施 ⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。		
評価の視点等	評価項目 1 1 加入促進対策の効果的实施	自己評価			評価	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				
[数値目標] 新たに加入する被共済者目標数 ・ 中退共事業においては 332,600 人 建退共事業においては 122,000 人 清退共事業においては 130 人 林退共事業においては 2,300 人 合計 457,030 人		[数値目標] 新たに加入する被共済者目標数 <u>（29年度までの合計）</u> ・ 中退共事業においては <u>1,620,000</u> 人 建退共事業においては <u>545,000</u> 人 清退共事業においては <u>650</u> 人 林退共事業においては <u>10,500</u> 人 合計 <u>2,176,150</u> 人				
[評価の視点] ・ 加入目標数の達成に向けて着実に進展しているか。		[評価の視点] <u>・ 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。</u> <u>・ 個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。</u> <u>・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。</u> <u>・ 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。</u>				
・ 加入促進対策を効果的に実施しているか。		<u>（削除）</u>				

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。 2 周知について ① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上を目指すこと。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。 2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 20 万件以上を目指す。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。 2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。 ② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 ③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上を目指す。	

② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。		② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 - 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 - 事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 - 企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。		④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 - 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 - 事業主団体と連携をとり、財形制度の普及促進に取り組む ・企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。		⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを6,000か所以上に送付することを目指す。	
③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。		③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度 6,000 か所以上に送付することを目指す。		③ 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。		③ 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成25年度については、基本設計に向けた準備作業を行う。	
評価の視点等	評価項目 1 2 財形業務	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					

[数値目標] ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から18日以内に融資の貸付決定を行ったか。 ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度14万件以上であったか。 ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度5,000ヶ所以上に送付したか。	[数値目標] ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から<u>16</u>日以内に融資の貸付決定を行ったか。 <u>・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。</u> ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度<u>20</u>万件以上であったか。 <u>・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。</u> <u>・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。</u> <u>・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。</u> ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度<u>6,000</u>ヶ所以上に送付したか。	
[評価の視点] ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。	[評価の視点] ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。	
・制度内容等の変更後7日以内にホームページで公表する等により、利用者に対する十分な制度の周知・説明に努めたか。	<u>・ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。</u>	
・退職金共済事業との連携等により、中小企業に対する情報提供の充実を図ったか。	<u>(削除)</u>	

(評価項目12)

中 期 目 標		中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画		平成 2 5 事業年度業務実績		
第 4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第 2 項第 4 号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。		第 3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	第 3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。				
評価の視点等	評価項目 1 3 累積欠損金の処理		自己評価			評価	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ・累損解消計画の年度ごとの解消目安額中退1 8 0 億円林退9 2 百万円を達成しているか。		[数値目標] ・累損解消計画の年度ごとの解消目安額 林退9 2 百万円 を達成しているか。					
[評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。		[評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。					
・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。		・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。					

（評価項目 1 3）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
2 健全な資産運用等 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。 ・ 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。 ② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。 ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。 ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成 24 年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。	

評価の視点等	評価項目 1 4 健全な資産運用等	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。		[数値目標] ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。					
[評価の視点] ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ii については事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）		[評価の視点] ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ii については事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）					
・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）		・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）					
・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。		・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。					
・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。		・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。					
・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。		・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。					
・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）		・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）					
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）		・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）					

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績		
Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。		Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。		Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。 また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。			
Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融资への着実な償還を行うこと。		Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。		Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。			
評価の視点等	評価項目 1 5 財産形成促進事業、雇用促進融資事業	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標]		[数値目標]－					
[評価の視点] ・財形融資について、累積欠損金の解消に向け、収益改善及び業務経費の削減等に関する具体的な計画を策定し、当該計画を着実に実行したか。（政・独委評価の視点事項と同様）		[評価の視点] ・財形融資について、 <u>平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。</u>					

・金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。	・金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。	
・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）	・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行ったか。	
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）	<u>（削除）</u>	
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の件等が行われているか。（政・独委評価の視点）	<u>（削除）</u>	
・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	<u>（削除）</u>	
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	<u>（削除）</u>	

（評価項目 15）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
第 5 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。 2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。	第 4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付する。 ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付する。 ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。 2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	第 4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ①退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ②中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を 3,000 件以上送付する。 ③中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を 1,000 件以上送付する。 ④中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。 2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	

評価の視点等	評価項目 1 6 その他業務運営に関する事項	自己評価		評価	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			
[数値目標] ー		[数値目標] ・ <u>中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付しているか。</u> ・ <u>中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付しているか。</u>			
[評価の視点] ・ 退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）		[評価の視点] <u>（削除）</u>			
・ 松戸宿舍及び越谷宿舍について、検討が実施されているか。		<u>（削除）</u>			
・ 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。		・ 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。			
・ 廃止した共済融資の貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）		・ <u>災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。</u>			
・ 廃止した共済融資の回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）		<u>（削除）</u>			
・ 廃止した共済融資の回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）		<u>（削除）</u>			

（評価項目 1 6）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 2 収支計画 3 資金計画 省略 第 6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 2 収支計画 3 資金計画 省略 第 6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。	

		第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし				
		第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし				
評価の視点等	評価項目 1 7 予算、収支計画及び資金計画	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
[数値目標] ー		[数値目標] ー					
[評価の視点] ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。		[評価の視点] ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。					
・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。		・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。					
・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。		・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。					

（評価項目 1 7）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画		平成 2 5 事業年度業務実績		
		第9 職員の人事に関する計画方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。		第9 職員の人事に関する計画方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ② これまでの研修結果を踏まえ、「平成 25 年度研修計画」を策定、実施する。 ③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。				
評価の視点等	評価項目 1 8 職員の人事に関する計画	自己評価			評価			
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由			
[数値目標] ー		[数値目標] ー						
[評価の視点] ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。		[評価の視点] ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。						

（評価項目 1 8）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
	第 1 0 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業	第 1 0 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業	